

令和2年度

総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業

稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る

設計・施工公募型プロポーザル実施要領

佐久市 建設部 公園緑地課

1 目的

当市には53箇所の都市公園が整備されており、設置から長期間経過し老朽化した施設について、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、修繕又は更新を行っている。

令和2年度で複合滑り台更新を実施する稲荷山公園は、「星のまち」で知られる佐久市臼田地区に位置し、宇宙ロケットを模した展望台「コスモタワー」が象徴となっており、幅広い年代層に親しまれている都市公園である。

施設更新にあたり、公園利用者が安心・安全に利用でき、他施設との調和及び本公園の象徴性を考慮したものとするため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、公平性及び透明性を保持しつつ、優れた公園施設の設計・施工が実施可能な提案者を工事請負候補者として特定することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 名称 令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業
稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る設計・施工公募型プロポーザル
- (2) 趣 旨 本プロポーザルは、稲荷山公園複合滑り台の更新に係る施設のデザイン
及び設計・施工について企画、技術提案を求めるものである。
- (3) 特定方法 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査特定方式
- (4) 審査方法 令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業
稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る設計・施工公募型プロポーザル
審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査
- (5) 事務局 佐久市建設部公園緑地課公園整備係
〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地
電 話：0267-62-3424
ファクシミリ：0267-63-7750
電子メール：koenryokuti@city.saku.nagano.jp

3 参加申込者の資格要件等

参加申込者は、次の資格要件をすべて満たすこととする。

- (1) 佐久市の令和2年度建設工事入札参加資格者名簿のとび・土工・コンクリート工事の登録があり、その等級格付がA級以上で本店が佐久市内であること。ただし、計画・設計については、コンサル等の業者（以下「協力業者」という。）と協力して行うことができることとする。
- (2) 配置技術者については、次の条件をすべて満たすこと。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者、又は監理技術者を配置できること。
 - イ 配置技術者は、原則として公告日の前日（以下「審査基準日」という。）以前3ヶ

月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ウ 参加申込者又は協力業者から（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有するものを配置できること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条の規定により、入札に参加できないとされた者でないこと。

(4) 審査基準日から最優秀提案者決定までの間に、佐久市建設工事等参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年告示第8号）に基づく入札参加等停止措置を受けていないこと。

(5) 次のアからカまでの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者。

イ 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている者。

カ 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当する者。

4 参加表明受付

(1) 申込受付

ア 受付期間 令和2年7月22日（水）から令和2年8月5日（水）まで【必着】
（土日祝祭日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類 参加表明書（様式1）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達の有無が確認できる方法に限る。）

(5) 提出場所 2（5）の事務局

※参加表明後、提出書類に変更が生じた又は参加辞退をする場合は、受付期間内に参加表明変更届（様式2）又は参加辞退届（様式3）をただちに2（5）の事務局まで提出すること。

5 質問等

(1) 質問受付

ア 受付期間 令和2年7月27日(月)から令和2年8月7日(金)まで【必着】
(土日祝祭日を除く。)

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類 質問書(様式4)

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

※ファクシミリ、電子メールの場合は、電話にて到着確認を行うこと。郵送の場合、配達の有無が確認できる方法に限る。質問回答については、受付期間終了後、令和2年8月12日(水)までに随時、佐久市ホームページにて公表する。個別回答は行わない。

(5) 提出場所 2(5)の事務局

6 提案書

本プロポーザルの参加申込者は、7の提出期間の受付時間までに、提案書(次の(1)から(7)までの書類をいう。)を提出すること。なお、提案数は1社につき1提案とし複数の提案を提出すること等は認めない。提出する際は提案書の鑑(様式8)を添付すること。

(1) 企業情報 (様式5)

(2) 実績調書 (様式6)

(3) 実施体制調書 (様式7)

(4) 技術提案書 (任意様式)

ア 基本コンセプト (A4判)

イ 配置計画図 (A3判)

ウ 施設概要図、構造図 (A3判)

エ 工程計画表 (A4判)

(5) 維持管理費計画書 (A4判任意様式)

(6) 見積書 (A4判任意様式)

(7) その他説明書類 (A4判又はA3判任意様式)

※(5)については、計画期間20年とした場合の維持管理・更新費を算出すること。
また、無償保守点検期間についても追加で記載すること。

7 提案書の提出

(1) 提案書受付

ア 提出期間 令和2年8月12日(水)から令和2年8月20日(木)まで【必着】
(土日祝祭日を除く)

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は配達の有無が確認できる方法に限る。)

(3) 提出場所 2(5)の事務局

8 審査・特定

(1) 審査

審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において評価項目を基に審査を行う。審査日は令和2年8月25日(火)とするが、日程等に変更が生じた場合は、別途通知する。プレゼンテーションの時間は準備、片付けを除き、20分以内とする。

(2) 候補者の特定

審査において最優秀提案者を工事請負候補者とし、第2位を次点工事請負候補者、第3位を第3工事請負候補者と特定する。

最優秀提案者の特定は、8(1)により得られた評価点の高い者から順位を決める。評価点が同数の場合はプレゼンテーション及びヒアリング審査で順位1位を最も多く獲得した者とする。順位1位が同数の場合は、順位2位を最も多く付けた者とする。以下同数の場合は、同様に3位、4位と続ける。なお、審査による評価点等で請負候補者の特定ができない場合は、見積金額が低い提案者を上位とし請負候補者の特定を行う。

(3) 審査結果

審査結果については、各候補者に対し、令和2年9月1日(火)(予定)に文書にて通知する。

(4) 複合滑り台更新工事の請負

ア 審査委員会で特定された最優秀提案者を当該工事請負候補者とする。

イ 最優秀提案者と契約が成立しない場合は、次点候補者を当該工事請負候補者とする。次点候補者と契約が成立しない場合は、第3候補者を当該工事請負候補者とする。

ウ 佐久市は、当該工事請負候補者の提案内容を尊重しながら一部内容の変更を求めることがある。

(5) 審査内容及び配点一覧表

別紙「令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業 稲荷山公園複合滑り台更新工事に係る設計・施工公募型プロポーザル 審査配点表」のとおりとする。

9 請負契約

(1) 工事請負契約

工事請負候補者決定後、速やかに事業化に向けて必要な協議及び調整を行い、佐久市財務規則に基づき随意契約を締結するものとする。契約締結後に実施設計を行い、施設構造物、基礎構造物等の詳細な図面を提出すること。

(2) 工事概要

実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

ア 工事名

令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業 稲荷山公園
複合滑り台更新工事

イ 工事場所

佐久市勝間（稲荷山公園）

ウ 工期

契約締結日から令和3年3月18日（木）まで

エ 工事内容

複合滑り台更新 N=1基

(ア) 実施設計

提案されたデザインを基に、施工環境や安全領域等を考慮した実施設計を行う。

(イ) 既存施設の撤去処分及び、新設施設の製作及び設置工事

既存施設の撤去及び処分を行い、上記（ア）により設計した複合滑り台の製作及び設置工事を行う。

(ウ) 安全施設設置工事

当該施設を利用する上で、安全性を保持するため必要な利用案内サイン等の設置工事を行う。

(3) 予定価格

予定価格は、工事請負候補者から提出された提案目的物及び、その提案を実現するために必要な数量計算等による工事内訳書（見積書）を参考に佐久市において決定する。

10 著作権、意匠及び提出図面等の取扱い

(1) 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権はそれぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。

(2) 提出図書の取扱い

佐久市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他佐久市が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書を無償で使用することができるものとする。

1 1 経費の負担

本プロポーザルに要するすべての経費は参加申込者の負担とする。

1 2 失格事項

次の各号に該当した場合は失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件等」に違反した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載や届出をした場合。
- (3) 複数提案が判明した場合。
- (4) 提出書類が不足していた場合。
- (5) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合。

1 3 その他

- (1) 提出された書類の返却はしない。
- (2) 審査については、主として参加申込者がプレゼンテーションの説明を行い、ヒアリングに応じること。ただし、提案内容の計画・設計に関する事項の説明等については協業業者の参加を認める。
- (3) 本プロポーザルへの参加報償及び賞金はない。
- (4) 7 (1) アにおける期限以降の問い合わせ、書類の追加、修正には応じない。
- (5) 公募の日から審査結果発表までの間は、本プロポーザルに係る必要な時を除き、公園緑地課職員又は本プロポーザル審査委員との接触を禁止する。
- (6) 候補者として決定されなかった参加者は、市長に対し、通知日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く)以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (7) 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合、提案者の責任において事前に第三者の承諾を得ること。また第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (8) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に限る。
- (9) この工事の契約が成立するまでの間において、工事請負候補者が「1 2 失格事項」に該当することになった場合は、当該工事請負者として契約を締結しない。
- (10) 本要領に定めのない事項について、協議すべき事項が発生した場合は、審査委員会の判断により決定する。
- (11) 提出された提案書については、公平性、透明性を期すために「佐久市情報公開条例(平成17年条例第15号)」等関連規定に基づき公開する。
公開については次のとおりとする。

- ア 公開時期 契約後
- イ 公開対象 契約者となったものの提案書
- ウ 公開方法 公開期間及び公開場所を定め閲覧

(12) 現場説明会

現場説明会は行わない。ただし、現地視察等が必要な場合は、市担当者の許可を得て行うことができるものとする。

1.4 リスク分担

リスクの種類	概要	発注者	受注者	備考
応募費用	プロポーザルへの参加費用		○	プロポーザルへの参加に要する資料作成等の費用に係るもの
資金調達	資金調達の未達による事業の遅延、実施不能		○	事業実施に必要な資金調達に係るもの
事前調査	地形、地質等の現地調査の不備等	○		発注者が提供したデータ等資料の重大な誤りに係るもの、特殊基礎に係るもの
			○	受注者が実施した調査データに係るもの
地元調整	用地の確保その他事業実施に伴う住民説明その他の地元調整	○		事業に必要な用地の取得その他発注者が自ら行う必要があるもの
			○	上記以外のもの
条件変更	事業に係る提示条件等の変更	○		発注者の責めに帰すべき事由により提示条件等を変更したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの
設計変更	設計業務の成果物の変更を要請したことによるもの	○		発注者の責めに帰すべき事由により設計成果物の変更
			○	上記以外の事由によるもの
工事の中止	工事の中止による増加費用及び損害	○		発注者の責めに帰すべき事由又は通常予測し得ない天災等により工事を中止したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの

工期の延長	天候の不良、関連工事の調整への協力その他による工期の延長	○		受注者の責めに帰すことができない事由によるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの
工期の短縮	特別な理由による工期の短縮	○		受注者の請求により、通常必要とされる工期を短縮したことによるもの
物価変動	急激なインフレーション又はデフレーション	○		予期できない特別の事情により物価が変動し契約金額が著しく不相当となったことによるもの
			○	上記以外の場合
一般的損害	引渡し前に工事目的物又は工事材料に生じた損害	○		発注者の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
第三者への損害	事業の実施にあたり第三者に対して及ぼした影響	○		発注者の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
不可抗力	天災、異常気象等の不可抗力による損害	○		通常予測し得ない天災等により損害を受けたことによるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの又は上記以外の場合
要求性能の未達	発注者の提示条件、要求水準等を満たさない場合		○	設計又は施工の瑕疵等により要求性能を達成しないことによるもの

1.5 スケジュール（予定であり変更となる可能性もあるので留意すること）

- (1) 公告 令和2年 7月22日（水）
- (2) 参加申込期間 令和2年 7月22日（水）から
令和2年 8月 5日（水）まで
- (3) 質問受付期間 令和2年 7月27日（月）から
令和2年 8月 7日（金）まで
- (4) 質問回答 令和2年 8月12日（水）まで随時回答
- (5) 提案書提出期間 令和2年 8月12日（水）から
令和2年 8月20日（木）まで

- (6) 審査 令和2年 8月25日(火) (予定)
- (7) 各候補者への通知 令和2年 9月 1日(火) (予定)

1.6 関係書類の配布

本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市ホームページよりダウンロードすること。

(別紙)

令和2年度 総合交付金 都市公園セーフティリニューアル事業
稲荷山公園 複合滑り台更新工事に係る
設計・施工公募型プロポーザル 審査配点表

評価項目	評価の着眼点	審査内容	配点
提案内容	テーマやコンセプト	周囲の景観との調和がとれており、公園基本テーマに沿った提案となっている。	20点
	遊具の構成要素	遊具の対象年齢について、十分な根拠を持った提案となっている。	10点
	維持管理	劣化の軽減に配慮した部材の使用、部材の交換又は修繕が容易な構造になっているなど、維持管理上の配慮がされた提案となっている。	10点
	安全に対する配慮	遊具における安全基準が十分考慮されており、必要箇所に安全施設を設ける根拠が明確な提案となっている。	20点
	実施に対する意欲	総工事費の範囲内で積極的な提案がされており、提案内容に対して提示金額が妥当である。	10点
	意見・要望の反映	募集した意見・要望を加味した上で、提案されている。	20点
実現性	工事の実施体制	工事を適正に遂行できる体制が整っているか。	10点